

広島県告示第四百九十二号

平成八年広島県告示第六百九十四号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく知事が定める金額）の一部を次のように改正する。

令和六年五月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(略) 介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分 一 (略)	介護を受けた日の区分 一 (略)	介護を要する状態の区分 一 (略)
	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が十七万七千九百五十円を超えるときは、十七万七千九百五十円）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が十七万七千九百五十円を超えるときは、十七万七千九百五十円）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が十七万七千九百五十円を超えるときは、十七万七千九百五十円）
常時介護を要する状態	一 (略)	一 (略)	一 (略)
	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が八万八千九百八十円を超えるときは、八万八千九百八十円）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が八万八千九百八十円を超えるときは、八万八千九百八十円）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が八万八千九百八十円を超えるときは、八万八千九百八十円）
随時介護を要する状態	一 (略)	一 (略)	一 (略)
	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が八万八千九百八十円を超えるときは、八万八千九百八十円）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が八万八千九百八十円を超えるときは、八万八千九百八十円）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が八万八千九百八十円を超えるときは、八万八千九百八十円）

	<p>する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が四万六百元以下であるときに限る。）。</p>	<p>護に要する費用として支出された額</p>
	<p>する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が三万八千九百円以下であるときに限る。）。</p>	<p>介護に要する費用として支出された額</p>

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、令和六年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。